5　子ども・子育て本部に、子ども・子育て副本部長を置く。
6　子ども・子育て副本部長は、子ども・子育て本部長の職務を助ける。
7　子ども・子育て本部に、所要の職員を置く。
8　第二項から前項までに定めるもののほか、子ども・子育て本部の組織に関し必要な事項は、政令で定める。

附則第二条第五項第四号を削る。

（内閣府設置法の一部改正に伴う調整規定）

第七十条　国家公務員法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第　　号）の施行の日が附則第四号に掲げる規定の施行の日後である場合には、第六十八条中「附則第二条第五項」とあるのは、「附則第二条第四項」とする。

（文部科学省設置法の一部改正）

第七十一条　文部科学省設置法（平成十一年法律第九十六号）の一部を次のように改正する。

第四条第七号中「及び特別支援学校」を「、特別支援学校及び幼保連携型認定こども園」に改める。

（罰則に関する経過措置）

第七十二条　施行日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第七十三条　この法律に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附　則

この法律は、子ども・子育て支援法の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　第二十五条及び第七十三条の規定　公布の日

二　第六十七条の規定　平成二十五年四月一日

三　第十三条中教育職員免許法附則に一項を加える改正規定　公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日

四　第六十八条及び第七十条の規定　公布の日から起算して二年六月を超えない範囲内において政令で定める日

五　第六十六条の規定　この法律の公布の日又は独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の公布の日のいずれか遅い日

六　第三十五条の規定　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十四年法律第　　号）附則第三号に掲げる規定の施行の日又は施行日のいずれか遅い日

内閣総理大臣　野田　佳彦
総務大臣　川端　達夫
法務大臣　滝　実
財務大臣　安住　淳
文部科学大臣　平野　博文
厚生労働大臣　小宮山洋子
国土交通大臣　羽田雄一郎

法律第六十八号

社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律

（趣旨）

第一条　この法律は、世代間及び世代内の公平性が確保された社会保障制度を構築することが我が国の直面する重要な課題であることに鑑み、社会保障制度の改革とともに不断に行政改革を推進することに一段と注力しつつ経済状況を好転させることを条件として行う税制の抜本的な改革の一環として、社会保障の安定財源の確保及び財政の健全化を同時に達成することを目指す観点から消費税の使途の明確化及び税率の引上げを行うため、消費税法（昭和六十三年法律第百八号）の一部を改正するとともに、その他の税制の抜本的な改革及び関連する諸施策に関する措置について定めるものとする。

（消費税法の一部改正）

第二条　消費税法の一部を次のように改正する。

第一条の見出しを「（趣旨等）」に改め、同条に次の一項を加える。

2　消費税の収入については、地方交付税法（昭和二十五年法律第二百十一号）に定めるところによるほか、毎年度、制度として確立された年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化に対処するための施策に要する経費に充てるものとする。

第九条第二項第一号中「次条第二項及び第十一条第四項」を「次条第二項、第十一条第四項及び第十二条の三第一項」に改め、同号ロ中「百分の百二十五」を「六十三分の八十」に改め、同条第七項中「及び同条第二項」を「、同条第二項及び第十二条の三第三項」に改める。

第九条の二第二項第二号中「百分の百二十五」を「六十三分の八十」に改める。

第十二条の二の見出しを「（新設法人の納税義務の免除の特例）」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（特定新規設立法人の納税義務の免除の特例）

第十二条の三　その事業年度の基準期間がない法人（前条第一項に規定する新設法人及び社会福祉法第二十二条（定義）に規定する社会福祉法人その他の専ら別表第一に掲げる資産の譲渡等を行うことを目的として設立された法人で政令で定めるものを除く。以下この条において「新規設立法人」という。）のうち、その基準期間がない事業年度開始の日（以下この項及び次項において「新設開始日」という。）において特定要件（他の者により新規設立法人の発行済株式又は出資（その新規設立法人が有する自己の株式又は出資を除く。）の総数又は総額の百分の五十を超える数又は金額の株式又は出資が直接又は間接に保有される場合その他の他の者により新規設立法人が支配される場合として政令で定める場合であることをいう。以下この条において同じ。）に該当し、かつ、新規設立法人が特定要件に該当する旨の判定の基礎となつた他の者及び当該他の者と政令で定める特殊な関係にある法人のうちいずれかの者の当該新規設立法人の当該新設開始日の属する事業年度の基準期間に相当する期間における課税売上高として政令で定めるところにより計算した金額（国又は地方公共団体が一般会計に係る業務として行う事業における課税資産の譲渡等の対価の額を除く。）が五億円を超えるもの（以下この項及び第三項において「特定新規設立法人」という。）については、当該特定新規設立法人の基準期間がない事業年度に含まれる各課税期間（第九条第四項の規定による届出書の提出により、又は第九条の二第一項、第十一条第三項若しくは第四項、第十二条第一項若しくは第二項若しくは前条第二項の規定により消費税を納める義務が免除されないこととなる課税期間を除く。）における課税資産の譲渡等については、第九条第一項本文の規定は、適用しない。

2　新規設立法人がその新設開始日において特定要件に該当し、かつ、前項に規定する他の者と同項に規定する政令で定める特殊な関係にある法人であつたもので、当該新規設立法人の設立の日前一年以内又は当該新設開始日前一年以内に解散したもののうち、その解散した日において当該特殊な関係にある法人に該当していたもの（当該新設開始日においてなお当該特殊な関係にある法人であるものを除く。以下この項において「解散法人」という。）がある場合には、当該解散法人は当該特殊な関係にある法人とみなして、当該新規設立法人につき、前項の規定を適用する。

社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十四年八月二十二日

内閣総理大臣　野田　佳彦